

平成 20 年 4 月 11 日

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 2 月 14 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

社団法人日本水道協会（以下「水道協会」という。）が開催する「全国水道研究発表会」（以下「研究発表会」という。）への出席の為に毎年、水道局から統括責任者 1 名ほか 10 名が 3 泊 4 日の日程で出張している。

19 年度は釧路で開催しているが、新聞等の報道によれば、水道局職員の一部は事前の行程どおりの指示を無視し、かつてに単独で東京からの切符を購入し研究発表会に参加していた。水道局は職員の管理すらできておらず指揮系統がなっていないことが判明した。

18 年度は長崎市で開催しているが、統括責任者は理事が出席しており、1 日目は全員聴講のみになっている。

研究発表会の日程及びテーマ別に議題項目が明確に記載されているにもかかわらず、水道局は費用対効果も考えていない。例えば、水道局の施設等は長期にわたり耐用年数があり、埋設管等は 50 年以上もあるので、毎年 11 名も参加する必要もない。加えて、引率統括責任者は現場から遠ざかって久しいにもかかわらず、毎回研究発表会に出席する事は業者と談合の下地を作るきっかけとなる。又、学生ならいざ知らず大人

なのだから、これらの引率の必要性もないので、統括責任者の費用は返還するべきである。

次に、研究発表会は数ヶ月前から決定しているはずであるから、早い時期に切符購入できたはずであるが、各自がめいめいに購入している。団体での移動についてはインターネット購入等を利用すれば経費節減にもなり、無駄を省けるはずである。

資料によると、平成 15～19 年度の研究発表会開催地は観光地で開催されており、研究発表会出席のみであるといくら説明されても到底市民に理解してもらえない。例えば、19 年度は世界遺産釧路湿原があり、18 年度、長崎はそれぞれ複数の見所のある観光地である。これらから分析すれば、19 年度統括責任者部長、副参事各 1 名が参加、18 年度は理事 1 名が参加しているが、18 年度の 1 日目は全員発表しておらず、聴講していると弁明してもそれを証拠づける復命書の内容も遠隔地でだれも見えていないので説得力がない。

次回から研究発表会の参加については、議題別に職場で討議したうえで各代表者を選別し、参加人数を大幅に縮減する余地は十分ある。加えて、上記で述べたとおり統括責任者は参加する必要がない。

従って、19 年度上司の指示に反した旅費交通費の精算と総額 1,350,190 円の内、部長、副参事の宿泊費及び旅費 277,590 円、18 年度については、1 日目は発表していないことから、これらの係員 9 名の宿泊分 101,700 円、理事の宿泊費及び旅費 69,780 円、さらに、15～17 年度までの統括責任者の宿泊費及び旅費 103,120 円の返還を求める。

水道局は職員の過大な出張経費の精算を精査し、さらには公正な職務の執行が確保できているかどうかを調査し、かかる違法、不当な支出がおこなわれている場合には、改善するとともに、その返還を求める請求権を有するが、その義務を怠っている。

よって、大阪市監査委員が、水道局長に対して、大阪市公正職務審査委員会が「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき勧告した不適正事実に関する局及び職員に公金を返還させると共に、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

事実証明書・公益通報(第 19-31-3 号)の対応について

(平成 19 年 12 月 8 日付け 大阪市公正職務審査委員会勧告)

- ・情報公開(整理番号 721)に関連する情報提供について
(平成 20 年 2 月 6 日付け 情報提供資料)
- ・日本水道協会全国水道研究発表会の出張旅費・宿泊費の内訳
(平成 20 年 2 月 12 日付け 情報提供資料)
- ・一般出張旅費の精算について(決裁 平成 19 年 6 月 21 日起案)

- ・第 57 回全国研究発表会について（復命）
（供覧 平成 20 年 2 月 4 日起案）
- ・日帰管外出張旅費請求簿（平成 16 年 6 月分）
- ・出張旅費支出決裁書（平成 19 年 5 月 16 日）
- ・戻入申請書（平成 19 年 6 月 21 日）

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

請求人が問題としている平成 15～19 年度の研究発表会への出席に係る旅費支出の内、19 年度の支出分を除き、すべて支出から 1 年を経過している。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）。

請求人は、期間徒過の正当理由について、何ら記載していないが、当該支出は、公然となされ、情報公開請求等によれば、支出の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、支出後 1 年を経過しているものについては、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。

以上により、平成 19 年度の統括責任者の旅費支出及び同年度の事前に承認を受けた行程どおりの出張を行わなかつた職員に対する旅費に関して、本市職員等が返還請求権の行使を怠る事実について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 平成 19 年度の統括責任者の旅費支出が、請求人の主張する事由から、違法不当な「公金の支出」に当たるか。
- (2) 平成 19 年度の事前に承認を受けた行程どおりの出張を行わなかつた職員に対す

る旅費に関して、請求人の主張する事由から、本市職員等に違法不当に「財産（債権）の管理を怠る事実」があるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 20 年 3 月 18 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・請求対象とした出張は、時代にそぐわず、漫然と多人数を出張させている。
- ・市の財政が逼迫しているときにこのようなことは許されるべきではない。

3 監査対象局の陳述

平成 20 年 3 月 21 日に水道局を監査対象局とし、水道局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 水道協会及び研究発表会について

水道協会は、水道の普及とその健全な発達を図るための諸事業を行うことによつて、公衆衛生の増進に寄与することを目的として、昭和 7 年 5 月 12 日に設立された公益法人で、水道事業の経営や水道の技術及び水質問題について調査研究を行うほか、水道用品の検査及び給水器具の品質認証を行い、また、国に対して水道に関する請願・建議を行っている。平成 20 年 3 月現在の会長は東京都知事であり、会員は本市等水道事業者（正会員）1,393 団体、特別会員 610 名等である。

水道協会が実施する研究発表会は、国及び国の研究機関、大学、水道事業者、業界等の水道関係者が、事務、計画、水源・取水、浄水、導・送・配水、給水装置、機械・電気・計装、水質、リスク管理・災害対策、英語の 10 部門に分かれて日頃の研究成果を発表する場で、研究発表のほかに水道界において深い関心が寄せられている問題をテーマとして、シンポジウム、フォーラムを開催している。

平成 15 年度は名古屋市、16 年度は京都市、17 年度は鳥取県米子市、18 年度は長崎市で開催され、19 年度は平成 19 年 5 月 23 日から 25 日までの 3 日間、北海道釧路市で開催された。水道協会のホームページによると、研究発表会では、まず「水道施設のリスク管理」をテーマとして「水道フォーラム」が開催され、その後の研究発表では事務 27、計画 19、水源・取水 13、浄水 84、導・送・配水 72、給水装置 17、機械・電気・計装 18、水質 62、リスク管理・災害対策 34、英語 9 の計

355 編の発表が行われた。参加者は全国から約 1,600 名あり、本市からは統括責任者 1 名及び発表者 10 名の計 11 名が参加している。

平成 19 年度の研究発表会の参加については、平成 18 年 11 月 9 日付け事務連絡により水道局内で発表者を募集している。毎年 1 部門 1 名を目安に選考しているが、19 年度の応募は 14 件あり、その中から 10 件を選考し、平成 19 年 1 月（日付不明）起案文書（局長決裁）により水道協会あて申し込み、水道協会の論文審査合同会議の審査を経て決定されている。

統括責任者については、管外出張命令簿等に出張理由が記載された文書は確認できなかったが、水道局の説明では「水道フォーラム」に参加、求めに応じて発言したり、必要に応じて、研究発表会を聴講するため、としている。平成 18 年度の「水道フォーラム」では、統括責任者がほかの参加者からの質問に対して回答している。（水道協会「水道協会雑誌」平成 18 年 8 月第 75 巻第 8 号）

なお、通常「水道フォーラム」については、遠隔地の場合、統括責任者のみが参加しているが、平成 19 年度については「水道施設のリスク管理」がテーマであったことから、発表者 10 名中 9 名が事前にフォーラムの参加を希望し、決裁（管外出張命令簿）により承認されている。

(2) 出張命令及び旅費の支出について

水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和 33 年水道事業管理規程第 1 号。以下「旅費規程」という。）により、出張は、局長の発する出張命令によって行われなければならないとされているが、水道局部長及び担当課長専決規程（昭和 41 年水道事業管理規程第 3 号）により、担当課長及び担当課長代理（副所長、副場長及び副主幹を含む。）に対する内国出張命令は総務部長の専決事項、担当係長以下の職員に対する内国出張（市内出張及び日帰管外出張を除く。）命令は総務部人事・人材開発担当課長の専決事項とされている。

近隣の日帰りによるものを除く管外出張命令の手続は、まず旅費規程に基づく出張命令権者が発する管外出張命令簿に、出張者、出張用件、出張先、出張期間（用件開始日時・終了日時、日数、泊数）、経路、宿泊地等を記載し、次に出張旅費支出決裁書が、出張者、旅費支給額、出張箇所、出張用件、出張期間、行程、旅費計算内訳等を記載した出張旅費明細表を添付して、給与・勤務条件担当課長及び経理担当課長の合議により決裁される。旅費は、概算払で給料等資金前渡受領者が受領し、給料等資金前渡受領者から各出張者に支給されている。

出張終了後、証憑書類を添付して出張旅費明細表のフォーマットで記載された出張報告書兼出張旅費精算書によって、出張者から給料等資金前渡受領者に出張報告がなされ、それを受けて、給料等資金前渡受領者が出張旅費の精算を行い、出張報告書兼出張旅費精算書にて水道局長に報告しているが、旅費の追給、戻入について

は、水道局の旅費規程では、旅費計算を簡易かつ公平画一的に行う観点から、「最も経済的な通常の経路及び方法による」場合の定額支給としているので、航空賃の精算等の特別な場合を想定している。

(3) 平成 19 年度研究発表会参加者の出張について

平成 19 年度の研究発表会参加者に対する出張命令は、統括責任者の給配水統括担当部長については水道局長による決裁が、そのほかの参加者については総務部人事・人材開発担当課長による決裁が、それぞれ平成 19 年 5 月 16 日付けでなされている。

旅費については、開催地である釧路市へは、大阪国際空港（伊丹空港）、関西国際空港及び神戸空港からはいずれも釧路空港への直行便が就航していないため、東京国際空港（羽田空港）又は新千歳空港での航空機を乗り継ぐ経路、若しくは新千歳空港まで航空機を利用のうえ新千歳空港から鉄道を利用する経路のいずれかが認定され、平成 19 年 5 月 16 日付けの給与・勤務条件担当課長及び経理担当課長決裁により、担当係長に資金前渡され、同月 22 日に各参加者に概算払により支給されている。精算については、同月 30 日から 6 月 19 日までに、搭乗券の半券、領収書添付のうえ資金前渡受領者あて報告され、それぞれの往復割引航空運賃相当額と実際に支払った金額の差額が、平成 19 年 6 月 22 日付けで資金前渡受領者により戻入されている。

復命については、水道局によれば、口頭でなされているとのことであった。なお、平成 19 年 7 月（日付不明）起案の文書「第 58 回日本水道協会全国水道研究発表会（報告）」において発表者 10 名による報告がなされ、水道局長の供覧がなされている。また、統括責任者の復命について平成 20 年 1 月 31 日起案「平成 15 年度から平成 19 年度全国水道研究発表会に関する公開請求に伴う公文書の復元及び情報提供について」により水道局長の供覧がなされている。

(4) 大阪市公正職務審査委員会及び水道局の対応

平成 19 年 12 月 8 日付け大阪市公正職務審査委員会「公益通報（第 19-31-3 号）の対応について（勧告）」記載の「通報指摘の職員」（以下「当該職員」という。）の平成 19 年度の研究発表会出席に係る行程については、平成 19 年 7 月 6 日匿名で水道局通報相談員を通じて大阪市水道局通報処理委員会に通報されている。これを受けて局では、同月 18 日当該職員に事情聴取のうえ、同月 24 日大阪市公正職務審査委員会に報告している。局では、調査のうえ、同年 10 月 1 日付けの公益通報処理報告書を公正職務審査委員会へ提出した。同委員会は同年 12 月 8 日付けで出張旅費の精算も含め厳正な対応を求める改善勧告を行い、これを受けて局では当該職員への追加聴取等のうえ、平成 20 年 2 月 27 日付けの公益通報処理報告書を同委員会へ提出している。

(5) 当該職員の出張について

当該職員は、平成 19 年度研究発表会における発表者として参加している。また、「水道フォーラム」聴講希望者の 1 人でもある。平成 19 年 5 月 16 日付け決裁の管外出張命令簿によると、当該職員に対しては、出張用件が第 58 回研究発表会、用件開始時間 5 月 23 日 9 時 30 分、用件終了時間 5 月 23 日 17 時 00 分、5 月 22 日から 5 月 24 日までの出張命令がなされている。経路は往復とも大阪国際空港－新千歳空港間は航空機、新千歳空港－釧路間は鉄道を利用し、釧路市で 5 月 22 日から 2 泊することとされている。

精算については、平成 19 年 6 月 22 日付けの納入通知書により、支給された航空運賃と実際に利用した割引航空運賃との差額 8,200 円が戻入されている。

さらに 5 月 23 日の夜は釧路市内に宿泊せず、同日発の寝台列車を利用したとの報告が当該職員からあったため、同年 11 月 27 日付けの納入通知書により旅費規程に定める宿泊費と寝台料金との差額 6,900 円が戻入されている。

上記の点について、水道局の説明は、次のとおりである。

ア 出張命令について

当該職員については平成 19 年 5 月 23 日の午前中が「水道フォーラム」への参加、午後が論文発表となっていることから同日を用務日とし、同月 22 日及び 24 日は大阪－釧路間の移動日としている。

イ 行程変更について

当該職員は、5 月 23 日の夜の宿泊場所が確保できなかったため、当初の行程を変更し同日夜の列車により釧路市を離れたが、このことについては、同行した職員の一部に口頭で伝えたものの、統括責任者には連絡されていなかった。また、水道局の取扱いとして、出張による移動時間は待ち時間も含めて、当然職務専念義務があることを前提に行動しているとの認識から、大阪市公正職務審査委員会の調査まで、あえて当該職員に聴講等の行程についての確認をとることはなかった。

釧路を出発後の当該職員の行動について、水道局から平成 19 年 10 月 1 日付け水総コ第 26 号により大阪市公正職務審査委員会に提出の報告書に添付された当該職員からの聴き取り調書によると、同年 5 月 24 日、当該職員は、朝札幌に到着後、同日夕刻新千歳空港発の飛行機に搭乗するまで、小樽、札幌市内を散策等したとされている。なお、予定より早い便の利用については、予約変更のできない割引運賃で航空券を購入しており、別便の利用には払い戻して再購入するしかないが、当初の金額より高くなること、取消料が発生すること等から、これを断念したとされている。

2 監査対象局の陳述内容等

(1) 研究発表会の概要及び参加することの意義について

主催は水道協会である。水道協会は、水道の普及とその健全な発達を図ることを目的として、昭和7年に設立された公益法人で、本市水道局を含む全国の水道事業者をはじめ、学識経験者、水道業界関係者等を会員として構成されている。平成20年2月時点での会員構成は、主に水道事業者である正会員が1,393、水道に関する学識経験者である特別会員が610のほか、水道の業界関係者である賛助会員が602となっている。

本研究発表会は、国及び国の研究機関、大学、水道事業者、業界等の水道関係者が、10の部門に分かれて、国内の水道を巡る懸案事項や、今日的諸課題についての日頃の研究成果を発表する場であり、第1回の研究発表会が、昭和25年7月に東京で開催されて以降、平成19年において第58回の開催となっている。

さらに、昭和57年3月に本研究発表会が日本学術会議より「学会」として登録されたことにより、同年5月に開催した第33回からは、ほかの学会の例を参考として、研究発表会の運営方法に座長制を取り入れ、日本の水道界を代表する大学教授、国の研究機関の責任者等が座長として参画している。

研究発表会においては、発表された一つ一つの研究課題について、これら座長による進行のもと、産官学関係者の間で活発な意見交換を行い、当局の職員の資質向上のみならず日本の水道事業の発展に寄与している。

(2) 「統括責任者の出席・引率の必要がない。」旨の請求人の主張について

統括責任者は、当局からの参加職員の統率や、現地での各職員の動向を管理するという役割で派遣しているものではなく、統括責任者は、初日に、学識経験者をパネラーとして行われるパネルディスカッション（「水道フォーラム」）や、期間中を通して開かれる各研究発表の場に参加し、大阪市水道局として事業運営の責任者の立場から政策的に発信すべき事項や、必要に応じて、補足説明や修正の意見表明を行うほか、現在の水道技術等について聴講し、当局の事業運営に反映させることを目的として派遣している。

各年度の統括責任者の選定に当たっては、当該年度の「水道フォーラム」のテーマ等を検討のうえ、部長級あるいは課長級職員から決定している。

また、本市以外のほかの自治体で、最新の水道技術や知識を取り入れるため、聴講のみについて積極的に奨励している例を確認している。

「第58回研究発表会参加者名簿」によれば、全参加者1,350名の内、発表者351名、水道フォーラム座長・講師・研究発表会座長55名、事務局関係者14名、聴講のみが930名となっており、聴講のみの参加者は、全体の約70%となっている。主要な大都市の発表者数は、東京都水道局18名、横浜市水道局14名、名古屋

市上下水道局 5 名、京都市上下水道局 4 名、神戸市水道局 5 名、大阪府水道部 7 名等となっている。

また、平成 19 年度の副参事の参加については、本人自身も研究課題の発表者であり、2 日目に発表を行っているほか、その前後の日程についてもほかの研究発表を聴講していることを確認している。

- (3) 「水道局職員の一部は事前の行程どおりの指示を無視し、かつてに単独で東京からの切符を購入した。」との請求人の主張について

これは、当初予定していた経路である大阪から札幌への直行便の航空券が確保できなかったため、羽田空港経由での経路を認めたものである。

旅費の支給方法については、旅費規程第 7 条第 4 項において「路程に応じ旅客運賃により支給する。」と規定されており、チケット等の現物支給ではなく、出張日前日に現金による支給を行っている。また、航空運賃の支給額については、往復割引運賃による概算払をし、旅費規程第 16 条第 3 項に基づき「旅客運賃の支払を証明するに足る書類の提出」により精算を行っており、実際に支出した運賃しか支給していない。

なお、請求人が「団体での移動についてはインターネット購入等を利用すれば経費節減にもなり、無駄を省けるはずである。」と主張している点については、航空会社によっては様々な割引制度はあるが、出張場所や出張者の認定される時期、出張者の変更によるキャンセル料の発生等を考えると、現在も航空券の半券と領収書に基づく実費での精算をしていることから適正な支給であると考えている。

- (4) 「平成 15～19 年度の研究発表会開催地が、観光地であり、到底市民の理解が得られない」旨の請求人の主張について

研究発表会の開催地については、約 1,500 名を収容するメイン会場のほか、200 名程度を収容する 6 から 7 程度の分科会会場を有すること、また、開催期間中の参加者の宿泊施設が周辺に確保できること等の点を勘案し、水道協会の理事会で決定されている。

- (5) 「ほかの発表を聴講していることを証拠付ける復命書の内容になっていない」旨の請求人の主張について

従来は、水道局職員就業規程（平成 5 年水道事業管理規程第 3 号）に基づき、文書又は口頭により復命を行うことで、研究発表及び聴講の事実を確認してきた。

また、ほかの発表を聴講する意義については、研究発表会では、参加する職員が、自らの研究発表のみならず、ほかの団体からの参加者による研究発表を聴講することや、質疑に参加することにより、最新の情報を得ることが可能となる。業務に有用な知識の蓄積、技術の習得及び伝承は日々の積み重ねが最も重要である。ほかの団体が行う研究発表を聴講することにより、職員の知識及び技術水準の向上が図ら

れるだけでなく、参加職員が得た知識、技術が将来の研究や業務に反映されることにより安全で安心かつ安価な水の供給、あるいは長期間にわたっての安全な施設管理が可能となるなど、当局にとってより大きな効果を得られることが期待できる。よって、当局では、研究発表会に参加する者が、併せて他団体による研究発表を聴講することとしている。各参加者が自らの発表だけでなくほかの発表を聴講することは、職員の知識や技術の習得のために必要であるとともに、当局にとっても優れた人材の育成や当局の技術水準の継続的な向上にも資する非常に有益なことであると考えている。

今後は、統括責任者も含め、出張者全員について、発表内容だけではなく聴講内容も含めて、文書で復命書を作成することで、より適切かつ十分な復命が行われるよう運用を改めるとともに、報告概要を局報に掲載し、また、報告書及び発表講演集の保管場所を水道局ポータルサイトに掲載することで、発表者の習得知識を有効にフィードバックできるようにする。

なお、平成 18 年度の復命書の一部が、平成 20 年の日付で作成されている件については、本件出張にかかる復命書について、情報公開請求がなされた際に確認したところ、5 年間に参加した 55 名の内、文書で復命していた者が 45 名、口頭で復命していた者が 10 名であるとともに、文書で復命した 10 名分の復命書をまとめた 1 件の公文書を紛失していることが判明した。口頭により復命したもの及び文書で復命しながら紛失したものについては、不存在による非公開決定を行ったが、総務局発行の「説明責任を果たすための公文書作成指針」によると、公開請求の対象となる文書が存在しない場合には、情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）の原則公開の趣旨を尊重し、その時点で保有している資料、メモ、記憶等により、可能な限り作成・復元し、情報提供を行うよう努めなければならないとされており、水道局で、現時点で保有している資料、メモ、記憶等をもとに、復命書を作成あるいは復元し、請求者に情報提供を行ったものである。

- (6) 「研究発表会の参加については、議題別に職場で討議したうえで各代表を選別し、参加人数を大幅に縮減する余地は十分ある。」との請求人の主張について

研究発表会に参加する職員の選考は、従来、局内での審議を経て選考を行っていたが、選考基準が明文化されていないことによる不明確さを改善するため、今後は、局内選考委員会の設置及び研究発表会の論文選考要綱を定め、研究テーマ及び参加職員について、十分精査のうえ、選考することにした。

また、発表者の人数については、10 部門の発表テーマごとにそれぞれ 1 名ずつの計 10 名を目安としてきたが、今後は審査会による選考によって、10 名以下の発表者を決定することにした。

- (7) 宿泊費及び運賃の返還が求められている点について

まず、平成 19 年度の事前に承認を受けた行程どおりの出張を行わなかった当該職員の宿泊費及び運賃については、大阪から伊丹空港までの往復バス運賃 1,240 円、伊丹空港から新千歳空港間の往復航空運賃 75,800 円（概算払）、新千歳空港から釧路間の往復鉄道運賃 17,060 円及び宿泊費 2 日分 24,600 円の合計 118,700 円を出張日前日に支給している。出張終了後の 5 月 30 日に当該職員より航空運賃の領収書とともに出張報告書兼出張旅費精算書の提出があったため、旅費規程第 16 条第 3 項「航空運賃の精算をするときは、旅客運賃の支払を証明するに足る書類を局長に提出しなければならない」に基づき、航空運賃の精算を行い、8,200 円を戻入したが、8 月に公益通報があったとの通知を受け、調査を行った結果、発表日である 5 月 23 日の宿舎が確保できず、その日の内に寝台列車で札幌方面に向かったという出張の実態が明らかになり、検討の結果 11 月に再精算を行った。

宿舎が確保できなかったことはやむを得ない事情ではあるが、結果として、出張地に宿泊していなかったことから、旅費規程第 8 条第 1 項ただし書き「その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法により計算する」に基づき実態に沿った適切な支給とするよう、2 日目の宿泊料 12,300 円の内宿泊代相当額の 9,900 円を戻入し、寝台料金として 3,000 円を追給し、実費での精算を行っている。

なお、当該職員の行動について、5 月 23 日の午前中は、全体討論「水道フォーラム」に参加し、午後から行われた研究発表の内 7 題を聴講した後、自らの発表を行い、発表終了後、隣の待合室で自己の発表に関する振り返りや復命内容の検討を行っており、請求者が主張するように全くほかの発表を聴講していなかったわけではない。

ただし、無許可で行程変更を行ったことについては、勤怠管理上不適切な行為であり、事前に動向管理責任者である直属の上司に対し報告、相談すべきであり、その点に関し、上司より本人に対し、既に注意、指導を行っている。本人に対する処分についても、厳正に対処する。

(8) 総括

以上のとおり、この間の研究発表会への参加については、水道局として必要かつ有益なものである。

なお、平成 19 年度に事前に承認を受けた行程どおりの出張を行わなかった当該職員の行動は勤怠管理上不適正であったと考えており、旅費交通費、宿泊費の精算を行ったが、それ以外の旅費交通費、宿泊費については、関係法令等を遵守して適正に処理しており、監査請求書に記載されている違法不当な行為は決してなかったと考えている。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 統括責任者の出張の必要性（出張旅費の支出の必要性）について

請求人は、「統括責任者は現場から遠ざかって久しいにもかかわらず、毎回研究発表会に出席する事は業者と談合の下地を作るきっかけとなる」、「引率の必要性もない」等として統括責任者の出張自体が不要である旨主張しているものと解される。

この点について、監査対象局は、以下のように説明する。

すなわち、統括責任者は、水道技術等に関する調査研究に係る現役であり、参加職員を統率したり、現地での各職員の動向を管理したりするという役割で派遣しているのではない。研究発表会は、産官学関係者の中で活発な意見交換を行い、職員の資質向上のみならず日本の水道事業の発展に寄与しているもので、本市水道局として、政策的に発信すべき事項の説明や、場合によっては発表者による発表内容の補足説明や修正等を行うため出張している。とはいえ、位置付けが明文化されておらず、今後、派遣の「特別な事情」を明確にし、文書で具体的な復命を求めるとのことである。

具体的な出張の必要性（出張旅費の支出の必要性）の判断は、そもそも出張命令権者（支出権者）の裁量に委ねられていると言うほかないが、具体的な旅費支出が当該出張の目的、効果等との均衡を欠いているときは不当の評価を受けることや、具体的な旅費支出が当該出張の目的、効果等と関連せず、又は社会的通念に照らして目的、効果等との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた裁量を逸脱等してなされたものと認められるときは、違法となることがあると言うべきである。

これらを本件請求についてみると、平成 19 年度の統括責任者は、主として研究発表会における論文発表の前に全体行事として開催される「水道フォーラム」等のために出張しているが、監査対象局の説明にあるような情報発信等の役割を実際・具体的に果たした事実は認められない。結局のところ、そのような役割に備えて出張することが慣例になっていたというほかなく、今後も、「特別な事情」を検討するとは言っても、念のために派遣しておくという事態にもなりかねないことが懸念される。

そうはいうものの、水道事業をとりまく昨今の状況や、議論されるテーマ等からして、統括責任者が役割を果たす場面が全く想定できなかったというわけでもなく、位置付けや必要性に疑問の余地がないわけではないものの、統括責任者の出張旅費の支出に裁量権の逸脱等があり、違法不当な支出であるとまでは言えない。

なお、請求人は、副参事を統括責任者に含めて主張しているが、副参事は発表者として出張しているのであって、請求人は、発表者の出張自体は請求の対象としていないと解されることから、副参事に関する主張は請求人の誤解と解する。

(2) 事前に承認を受けた行程どおりの出張を行わなかった（以下「行程変更」という。）当該職員に対する旅費の返還請求を怠る事実について

請求人は、公正職務審査委員会の勧告がなされているにもかかわらず、行程変更した当該職員 1 名の当該行程変更に係る旅費相当額の返還請求を怠っている旨主張しているものと解される。

この点、監査対象局は、無許可での行程変更は勤怠管理上問題があるものの、結果として、行程変更はやむを得ない許容されるべきものであって、行程変更に応じて旅費の再精算も既になされており、債権自体が発生していない旨説明する。

行程変更が真に必要であった（真にやむを得ないもので許容できるものであった）のであれば、旅費に関して本市に損失又は損害が発生しているとは言えず、違法不当に怠る事実があるとは言えない。

具体的な行程変更の必要性（旅費の精算の必要性）の判断も、出張命令権者（支出権者）の裁量に委ねられていると言うほかないから、以下、この観点から検討する。

請求人は、行程変更に必要な旨主張するが、監査対象局は、行程変更した当該職員は、研究発表会での本人発表が終了した平成 19 年 5 月 23 日の宿舎の確保ができず、その日の内に寝台列車で札幌方面に向かったというやむを得ない事情が認められる旨説明する。

監査対象局は、結果として、行程変更をやむを得ない事情として追認し、旅費の再精算（平成 19 年 11 月）を行っているが、そもそも多人数の参加が予定される研究発表会では、宿舎の逼迫が容易に想定できるものであり、当日、現地で宿舎が確保できるであろうと思っていた旨を監査対象局に説明した行程変更した当該職員の見通しは甘いと言わざるを得ない。

また、本人発表（出張用務）が終了したからといって、帰路につくまでの間、少なくとも 5 月 24 日午前中の一部は、ほかの発表の聴講を行うなど出張目的と関連する行動をとるべきことに思い至らず、上司への確認を怠って行程を変更し、事後にも報告をしていなかったことは、そもそも職務に対する認識を疑わざるを得ない。

さらに、行程変更した当該職員は、監査対象局が追認した行程変更経路からも外れて札幌、小樽に赴いていることになるが、軽率との謗りを免れない。

しかしながら、行程変更した当該職員は、現地において 5 月 23 日分の宿舎が確保できないことが確定的となった 22 日の時点で翌日の寝台列車の予約を行った旨を監査対象局に説明しており、常識的には疑念が払拭できないと言わざるを得ない

もの前々から行程変更を行おうとしていたとまでは言えない。また、もともと当該出張は、旅費規程上、日当の支出されない出張に分類されているし、現に当該旅費中に日当は含まれていない。さらに、札幌、小樽への旅費が支出されているわけではないから、別途、服務上の問題点等がないとは言えないものの、本件請求に関する限り監査対象局の行った行程変更の追認、再精算に裁量権の逸脱等があり、違法不当に怠る事実があるとまでは言えない。

4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、統括責任者の出張については、「統括責任者」という呼称自体が誤解を招いている側面や、積極的な位置付けが見えにくい点等に問題がないとも言えず、今後、位置付けを明確化するとともに、個別、具体的に必要性を精査した上で実施すべきである。行程変更についても、公正職務審査委員会の勧告にあるように、服務上の問題点も多いと推察される。公益通報がなされるまで、実行程による精算がなされていなかった点は精算、復命システムに不備があることの証左とも言えるし、職員の意識にも問題があった点は否めない。仮に公益通報がなければ、再精算がなされたであろうかどうかは疑わしい。

行程変更した当該職員が、自らの軽率な行為について反省することはもとより、監査対象局においては、精算、復命システムの見直し及び挙げてコンプライアンスの徹底を図るべきである。